

平成25年5月22日

関係各位

新千歳空港国際化推進協議会  
会長 高橋 はるみ

## 平成25年度新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度実施のご案内

謹啓 新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会は「新千歳空港の国際化や国際エアカーゴ基地の形成について調査検討を行うとともに、推進連絡活動を行い、もって本道の国際化や産業の振興に寄与する」ことを目的として、昭和62年7月に発足し、現在に至るまで、あわせて31の自治体・関係団体・空港会社等が参画し、上記の目的達成に向け、諸活動に取り組んできたところです。

当協議会では、本年度も引き続き「新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度」を実施することとしました。この制度は、新千歳空港を利用した航空貨物便による輸出の促進を目的として、生鮮食料品の輸出を行う荷主の皆様に対し、一定の条件を満たす場合につきまして、補助を行う制度です。

つきましては、この制度をご利用いただき、北海道の生鮮食料品の輸出促進および新千歳空港の国際航空路線の利用促進にご協力いただければ幸いです。

なお、制度詳細については、別添の要領・申請書類等をご覧ください。

謹白

### 記

#### <新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度>

1. 概要：新千歳空港から生鮮食料品貨物を輸出する荷主に対し、輸送方法が当制度の定める規定を満たし、かつ所定の申請を行った場合、助成金を交付する（条件は別添要領参照）。
2. 期間：平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）の間  
ただし、助成金は協議会会員の負担金の中から拠出を行うため上限あり。（拠出した助成金の合計がその上限に達し次第、その年度の交付は打ち切るものとする。）
3. 申請方法：申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、押印のうえ、提出書類とあわせて、申請すること。
4. その他：助成金の交付を希望する場合は、事前に下記の事務局まで助成金の拠出可否を確認したうえで申請を行うこと。  
※平成25年4月分を申請する場合は、平成25年5月分の申請の際、併せて申請してください（申請書類等は各月分をそれぞれ作成してください）。申請期限等については5月分の扱いと同様とします。
5. 問合せ・申請先：「新千歳空港国際化推進協議会」事務局まで  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階  
（北海道経済連合会内） 担当 三浦 晶代  
TEL011-221-6166 FAX011-221-3608 e-mail:miura.akiyo@dokeiren.gr.jp

なお、この要領・申請書等は、道庁「総合政策部航空局」ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk>）、および北海道経済連合会ホームページ（「道経連からのお知らせ」、<http://www.dokeiren.gr.jp/>）に掲載しています。

**新千歳空港国際化推進協議会**  
**生鮮食料品貨物輸出補助制度 助成金交付要領**

新千歳空港国際化推進協議会

(趣 旨)

第1条 新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という）は、新千歳空港からの生鮮食料品の輸出拡大を図るため、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナルを利用し（チャーター便含む）、生鮮食料品貨物を輸出する荷主に対し、助成金を交付することとし、事業実施に関する必要事項を以下のとおり定める。

(定 義)

第2条 助成対象となる荷主は、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用し、生鮮食料品貨物を輸出する事業者とする。

- 2 生鮮食料品貨物とは、航空便での輸送の際、通常のドライコンテナでは輸送することができず、別途冷蔵あるいは冷凍管理処理を行う必要があるものをいう。
- 3 具体的には、航空便での輸送の際、鮮度を保つために冷蔵あるいは冷凍が必要な農産物、海産物、乳製品などである。

(交付の対象、助成金額)

第3条 貨物の重量を交付の対象とし、助成金額は別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請書は、別紙の様式第1号のとおりとする。

- 2 申請については、輸出を行った荷主が各自で、当月1日～当月末日までの実績を取りまとめたうえで、翌月の15日までに協議会事務局まで申請を行うものとする（申請書等は15日必着）。それを過ぎた申請に対しては、助成の対象外とする。
- 3 提出書類については、前項の申請書及び実績明細のほか、輸出品目が生鮮食料品でありかつ、新千歳空港で通関を行ったことがわかるもの（コピー可）として、①輸出許可書及び、②航空運送状の写し、また新千歳空港以外の空港から搭載される場合は、新千歳空港～着地空港間の輸送手段を証明する書類も併せて添付しなければならない。

(助成金の交付決定、及び支払い期限)

第5条 協議会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査する。この際、必要に応じて現地調査等による当該申請の内容確認もふまえたうえで、すみやかに交付すべき助成金の額を確定し、その旨を別紙の様式第2号により申請書受領月の末日までに申請者（荷主）に通知するものとする。

- 2 協議会は、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金額の確定を行うことができる。
- 3 事務局は、申請書受領月の末日までに当該荷主に支払うものとする。

(助成金の交付条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、以下のとおりとする。

- (1) この要領に従い申請を行うこと。
- (2) 当該事業に関する帳簿及び証拠書類などについては、各荷主において整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保存しておくこと。

(状況報告及び調査)

第7条 協議会は、必要に応じ、交付金受領者（荷主）から助成対象となった事業についての状況報告を求め、または調査を行うことができるものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第8条 協議会は、交付金受領者（荷主）がこの要領の規定に違反した場合及び不正を行った場合は助成金の一部及びすべてを取り消すことができ、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、助成金を交付した後についても適用する。

3 返還の命令を受けた交付金受領者（荷主）は、協議会が指定する期日までに遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(助成金交付の打ち切りについて)

第9条 助成金は、協議会会員の負担金より拠出を行うものであり、あらかじめ上限が設定されている。そのため、助成金の支払いがその上限に達し次第、その年度の交付を打ち切るものとする。

(要領の見直し)

第10条 協議会は、当該要領について適宜見直しを行い、要領の改訂がある場合、協議会の幹事会の承認を得て改訂するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日より適用する。

附 則（平成25年4月24日幹事会決定）

この要領は、平成25年4月1日より適用する。

別表（第3条関係、第9条関係）

区分	摘 要
助成対象貨物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用して輸出する生鮮食料品貨物。 (通常のドライコンテナでは輸送することができず、別途冷蔵あるいは冷凍管理処理を行う農産物、海産物、乳製品など。)</li> </ul>
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象貨物1kgあたり25円 (保冷等に使用するケース、氷、保冷剤等の重量も対象に含む)</li> </ul>
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額：予算の範囲内</li> <li>・1荷主あたり年間20万円を上限とし助成する。 ただし、年度当初の当該制度利用合計額（平成20年度から累計）が、50万円を超える荷主は年間10万円、100万円を超える荷主は年間5万円を上限とする。</li> </ul>

平成 年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会 様

申請者 住所

代表者氏名

印

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度  
助成金交付申請について

新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度の助成金の交付につきまして、助成金交付要領の規定により、関係書類を添付して申請いたします。

1. 新千歳空港発航空便利用年月 : 平成 年 月 分
2. 生鮮食料品貨物 輸出量 : k g
3. 取扱貨物実績明細 : (別紙1のとおり)
4. 助成金交付申請金額 : 円
5. 助成金交付振込先口座

---

・銀行名 :

---

・口座番号 : ( 普 ・ 当 )

---

( 加付 )

---

・名 義 :

---

## &lt;添付資料&gt;

(1) 対象となる国際航空貨物の輸出許可書の写し (通知書兼申告書控)

(2) 対象となる国際航空貨物の航空運送状の写し (Air Waybill)

以上2点において、①札幌国際エアカーゴターミナルのフォワーダーが取扱い、②新千歳空港で通関し、③取扱品目が生鮮食料品であるため、冷蔵あるいは冷凍などの定温管理処理を行ったこと、④対象貨物の重量、⑤新千歳空港と着地空港間の輸送手段(航空便名)及び輸送経路、以上の内容を証明できる記載が必要となる。

(3) 上記(1)～(2)の資料による証明ができない場合には、それに代わる書類を添付するものとする。

第 号  
平成 年 月 日

様

新千歳空港国際化推進協議会  
会長 高橋 はるみ 印

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度利用  
助成金交付額の確定について

平成 年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度利用に伴う助成金の交付について、助成金交付要領第5条の規定に基づき、下記のとおり金額を確定し、交付を決定いたします。

記

1. 助成金額は次のとおりとする。

確定助成金額 \_\_\_\_\_ 円

(助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円 )

2. この助成金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度(平成 年 月 分)を利用した事業であり、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。

3. この助成金は、以下の項目の遵守を条件として交付するものである。

- (1) 新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度助成金交付要領の規定に従うこと  
(2) 助成事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保管しておくこと。

4. 確定助成金額と助成交付申請額が異なる理由 \*該当する場合のみ

( )







# 提出書類 ① 輸出許可通知書 (一例)

<AIR/EXP>

輸出許可通知書 (少額)

2012/

申告種別 S E	区分 2	あて先税関 CHITOSE	提出先 01	申告年月日 2012/	申告番号
申告条件 [ X ]				搬入 [ * ]	

輸出者  
住所

電話  
仕向人  
住所

代理人

国コード HK  
通関士コード 2059

AWB番号	貨物個数	16 個
保税地域 8NWO8 <b>SIACT</b>	事前検査済貨物等識別 [ ]	
最終仕向地 HKHKG HONG KONG	調査用符号	
<b>積込港</b> JPSPK SHIN CHITOSE APT, SAP	船積(搭載)確認 (関税 [ ] 内国消費税 [ ] その他 [ ])	

輸出承認証等区分 NO	仕入書番号
輸出承認証番号等 (1)	仕入書番号(電子)
(2)	仕入書価格 FOB - JPY - - A
(3)	FOB価格 -
(4)	通貨レート -
(5)	

記事 (税関)

記事 (通関)

記事 (荷主)

社内整理番号

利用者整理番号

税関通知欄

関税法第87条の規定により、あなたが申告した貨物の輸出を許可します。

許可年月日 2012/

**千歳税関支署長**

保税運送承認期間 2012/ ~ 2012/

(注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てすることができます。

< 01 欄 >

品名	ROCKFISH & ETC.	統計品目番号	-
申告価格 (FOB)	¥		
関税法70条関係(1)	(2)	(3)	(4) (5)
減免戻税条項符号		(注)	輸出令別表 (令)
内消費税免税符号	-		外為法第48条 [ ]

提出書類 ②

TOPPAN FORMS CO., LTD 0031500 01/00 International Air Transport Association  
ATA CASS Japan

航空運送状

STAPLE DOCUMENTS ABOVE PERFORATION

C X

(一例)

160

160

Shipper's Name and Address		Shipper's Account Number		Not negotiable <b>Air Waybill</b>	
				issued by CATHAY PACIFIC AIRWAYS LIMITED	
				Copies 1, 2 and 3 of this Air Waybill are originals and have the same validity.	
Consignee's Name and Address		Consignee's Account Number		It is agreed that goods described herein are accepted in apparent good order and condition (except as noted) for carriage SUBJECT TO THE CONDITIONS OF CONTRACT ON THE REVERSE HEREOF. ALL GOODS MAY BE CARRIED BY ANY OTHER MEANS INCLUDING ROAD OR ANY OTHER CARRIER UNLESS SPECIFIC CONTRARY INSTRUCTIONS ARE GIVEN HEREOF BY THE SHIPPER, AND SHIPPER AGREES THAT THE SHIPMENT MAY BE CARRIED VIA INTERMEDIATE STOPPING PLACES WHICH THE CARRIER DEEMS APPROPRIATE. THE SHIPPER'S ATTENTION IS DRAWN TO THE NOTICE CONCERNING CARRIER'S LIMITATION OF LIABILITY. Shipper may increase such limitation of liability by declaring a higher value for carriage and paying a supplemental charge if required.	
Issuing Carrier's Agent Name and City		Accounting Information FREIGHT : PREPAID			
Agent's IATA Code		Account No.			
Airport of Departure (Adm. of First Carrier) and Requested Routing		Reference Number		Optional Shipping Information	
SPK-HKG					
To	By First Carrier	Routing and Destination	to	by	to
	CX				
Airport of Destination		Requested Flight/Date		Declared Value for Carriage	
HONG KONG		CX581 /07		N. V. D	
Handling Information		Amount of Insurance		INSURANCE - If carrier offers insurance and such insurance is requested in accordance with the conditions thereof, indicate amount to be insured in figures in box marked Amount of Insurance.	
NOTIFY : SAME AS CONSIGNEE		冷蔵			
PHONE : ///// RUSH RUSH CARGO - KEEP COOL STORAGE - /////				SCI	
No. of Pieces RCP	Gross Weight	kg	Rate Class	Chargeable Weight	Rate Charge
16	101.5K	G		101.5	
		Commodity Item No.		Total	
				SEA FOODS	
				海産物	
				16 SLAC. ( .422M3)	
				INVOICE NO: MIT-MCS-(30)	
				ORIGIN : JAPAN	
Prepaid		Weight Charge		Collect	
		Valuation Charge			
		Tax			
Total other Charges Due Agent		Total other Charges Due Carrier		Other Charges	
				INVOICE ATTACHED	
Total prepaid		Total collect		Shipper certifies that the particulars on the face hereof are correct and that insofar as any part of the consignment contains dangerous goods, such part is properly described by name and is in proper condition for carriage by air according to the applicable Dangerous Goods Regulations.	
				Signature of Shipper or his Agent	
Currency Conversion Rates		Charges in Dest. Currency		Executed on (date)	
				JUN 2012 SAPPORO, JAPAN	
For Carriers Use only at Destination		Charges at Destination		Signature of Issuing Carrier or its Agent	
		Total collect Charges			

補助申請額 計算例  
101.5kg × 25 円 = 2,537 円  
1 円未満切り捨て

5X019X002  
5X014X005

TOPPAN FORMS CO., LTD 0031500 01/00 International Air Transport Association  
ATA CASS Japan

160

Z9SIA 00